

がんばる農業者 あの人この人



高木 邦広さん・裕子さんご夫妻
(平藤間)

今回ご紹介するのは、平藤間で新規就農者としていちごのハウス栽培に取り組む高木邦広さん(59歳)、裕子さん(54歳)ご夫婦です。

高木さんは、平成19年に会社を退職。「定年の無い、生涯続けられる仕事がしたい。」と就農を決意し、矢吹町にある農業短大の『新規就農コース』に、週一回半年間通いました。短大に通う傍らで、市のいわき営農塾開設事業でハウスの管理・栽培・出荷まで体験するなどして農業のノウハウについて学び、平成20年に就農。現在は20アールのは場に、5棟のハウスを自己資金で建て、妻の裕子さんと妹、友人の4人でいちごの栽培に取り組んでいます。

高木さんが栽培しているのは『とちおとめ』と福島県オリジナル品種『ふくはる香』の2種類です。1年目は、1株で2パック弱のいちごを収穫するなど、好調な滑り出しでした。しかし、3年目に当たる昨年は、猛暑による高温障害や炭そ病により多くの苗が被害に遭ったそうです。頭を悩ませた高木さんでしたが、部会を通して不足分の

苗を確保し、昨年9月には「とちおとめ」と『ふくはる香』を併せて7000株定植しました。

基肥には有機質を多用しており、追肥には、液肥のアミノ酸を施しています。ハウス内は隅々まで手入れが行き届いており、高木さんの実直な性格が反映されていると感じました。

現在は、一番果房の摘み取りが始まり、収穫作業に大忙しの高木さん。摘みたての『ふくはる香』をおいいただきましたが、甘みと香りも強く、大変に美味しいいちごでした。パック詰め後はJAを通して出荷を行っており、今年は1株につき2パック収穫することが目標だそうです。



今後の抱負を伺うと、「経営を軌道に乗せ赤字解消に努めたい。ハウスの規模拡大も目標ですね。」と堅実な答えが返ってきました。高木さん夫婦の、これからのますますの活躍を期待しています。

(執筆 渡邊 一雄委員)

農地Q&A

農地転用許可に関する取扱いはどのように変わるの??

A Q

農地転用許可の手続きについて、許可を受けた後の取扱いが変わると聞きました。いったいどのように変わるのでしょうか？
福島県における農地転用許可制度の運用に関しては、すべての許可事案について工事完了報告書を提出していただくよう見直しが行われました。

これまでも、「一時転用」や「面積が1000㎡以上の転用」については、許可後、工事進捗状況報告書及び工事完了報告書の提出を求めておりましたが、違反転用(事業計画と異なる工事の実施)の防止等を図る目的から、転用面積が1000㎡未満の転用事案についても、転用事業者は、工事完了後に工事完了報告書を提出することになりました。

この見直しの運用は平成23年4月以降に農業委員会が申請書を受理した事案から適用されます(一時転用及び面積が1000㎡以上の転用に関する報告は従来どおりです)。

【農地転用許可後の取扱い(平成23年4月以降)】

転用許可事案の内容		提出書類	提出時期
○転用面積が1000㎡未満		工事完了報告書	工事完了後
○転用面積が1000㎡以上		工事進捗状況報告書	許可日から3か月後及びその後1年毎
○一時転用(面積に関わらず)		工事完了報告書	工事完了後

※転用許可を受けて実施された事業(工事)が、転用許可申請時の事業計画と明らかに異なっている場合は、違反転用事案として、許可の取消や是正指導、勧告等の処分が行われることとなります。転用許可を受けた場合は、事業計画どおりに事業を実施しましょう。

農地の転用にあたっては...

農地は食料を安定供給するための重要な生産基盤であるほか、自然環境を守るなどの多面的機能を有しているなど地域における貴重な財産でもあります。このため、農地の転用を検討される場合には、次の点について熟考されますようお願いいたします。

- 転用事業の必要性があるか
- 申請農地以外の土地が利用できないか(申請地以外の代替地を3ヶ所程度選定したか)

【お問い合わせ】

農業委員会事務局農地調整係(TEL22-7578)